

国際判例におけるカルボ条項の限定的効力

原 正 行

一 はじめに

(一) A石油株式会社⁽¹⁾ 対クウェイト侯石油利権協定(一九五八年七月五日締結) 第三条(政治・外交・宗教上の干渉)
 (B) 会社は本協定ならびに本協定上の権利に関する事項に関し、外交的手段に訴える権利を放棄する。(二) M株式会社⁽²⁾ 定款(一九五五年九月一七日登記) 第一条 設立行為の当時、若しくは設立以後において、会社の持分を取得せる総ての外国人は、単にこのことのみによりて、右の点に関して、メキシコ人とみなされ、自国政府の保護を求めないことに同意し、かつこの合意に反するときは、メキシコ国のために右の会社の持分を喪失する罰を受けるものとする。」
 これら二つの条文は、いづれも最近の日本における、国際法學上のいわゆるカルボ条項の実例である。
 「カルボ条項が国内的救済手段を尽すことを求める点、それは、国際法が、通常、国際的請求の前提条件として、国内的救済手段を尽したにも拘らず裁判拒否が決定的となった場合であ

ることを要求している事実の再確認にすぎない。また、カルボ条項が、国際法上認められている国家の権利の放棄や国際裁判所の管轄権の排斥を要求する限りにおいて、それは法律的に無効である。かように、カルボ条項は、国際法の観点からいえば、蛇足であるか無効であるかのどちらかである。」
 これは現代における代表的国際法學者のカルボ条項に対するほぼ一致した見解である。⁽³⁾

以上二つの事実から、A石油株式会社ならびにM株式会社の上記の条項は、いづれも、国際法の観点からいえば、蛇足であるか無効であるかのどちらかである、という結論が導かれるようにみえる。しかるに一方、カルボ条項は上述の日本の例からもわかるように、単にラテン・アメリカ諸国のみ止まらず中近東、アジアの諸国においても現在かなり用いられている。

この一方におけるカルボ条項に関する諸国間の慣行と他方における国際法學説との乖離が問題となる。では、果して有力な国際法學者のいうように、カルボ条項は現代の国際法において全然無効なのであろうか。

現在、殆んど大部分の国際法學者は、その學説において、カルボ条項は国家の権利である外交保護権を個人が放棄しようとするものであり国際法上無効であるという立場をとっている。しかし、現実のラテン・アメリカ諸国間の慣行或いは国際判例においては、大多数の學者のいうように必ずしもカルボ条項の効力が全面的に無効である訳ではなく、むしろ反対に、カルボ条項は、本国を拘束しないが契約者を拘束するという、限定的

な効力が認められているようである。従って、従来の学説の立場は全面的な再検討の必要がある。

二 カルボ条項の由来

一国の国民が外国に居住し外国で事業を営む場合、その国民は本国と居住国の双方の管轄権に服することになる。そこで、この外国人に対する本国の管轄権と居住国の管轄権の衝突が問題となる。

特に、それは、一九世紀中葉から二〇世紀初頭にかけて、欧米の先進国とそのほかの後進国の間でしばしば問題となった。例えば、アジアを例にとれば、明治時代におけるわが国の不平等条約の改正・治外法権の撤廃の問題がその一例である。また、ラテン・アメリカ諸国では、内乱が絶えず、警察による住民の保護は不十分であり、かつ司法的救済制度も貧弱であったから、一八六一年のメキシコに対するイギリス、フランス、スペインの干渉の如き、自国民保護のためにする本国政府の干渉が頻発した。

このように、欧米の先進国の国民がアジア、アフリカ、中近東、ラテン・アメリカなどの後進国に居住して事業を営む場合、アジア、アフリカ、中近東、ラテン・アメリカの後進国の治安制度や司法制度或いは関税制度は不備であったから、それが欧米人の不満を招き欧米人をしてしばしば本国政府の干渉を求めさせることになった。

そこで、欧米の先進国は自国民の保護のために、アジア、ア

フリカ、中近東においては治外法権の制度を確立して領事裁判を行ない、ラテン・アメリカにおいては外交保護権を發動した。

これに対し、後進国側の対策として、一方において、アジア、アフリカ、中近東の諸国は、治外法権撤廃・植民地化反対の民族運動を起こし、他方において、ラテン・アメリカ諸国はカルボ条項を發明した。ラテン・アメリカ諸国は、外交保護権が帝国主義の手段として用いられることを恐れ、居住国側の対策として、カルボ主義に基づいて、条約、憲法、法律、契約などにカルボ条項を挿入することにより外交保護権を制限しようとした。

また、欧米先進国の前述の政策は、一面、帝国主義的膨脹政策の現われであり、後進国の植民地化或いは経済的支配（半植民地化）を試みるものであった。この結果、アジアやアフリカにおいては植民地分割が行なわれ、ラテン・アメリカにおいては外国人による経済的支配が行なわれた。

しかし、二〇世紀初頭、ラテン・アメリカにおいても帝国主義的植民地化の風潮が強まるにつれて、ラテン・アメリカ諸国は欧米の先進国の行動に対して脅威を感じ、外交保護権の乱用・債務回収のための武力干渉への対策を考えるに至った。

その一つがドラゴ主義である。けれども、ドラゴ主義はその適用範囲が債務の回収に関する武力干渉の問題のみに限られていて、干渉一般を扱う外交保護権の問題は考慮されていなかった。

このような限界を克服するのがカルボ主義であって、カルボ主義の基本原理は、(一)主権国家に対する干渉は武力によるものも外交的手段によるものも許されない、(不干渉主義)、(二)外国人は自国民以上の待遇を要求することはできなく、従って外国人の蒙った損害の救済も国内的救済手続によってなされなければならない(平等主義或いは内外人平等主義)というにあり、その狙いは、武力的外交的干渉の排斥にあり、そのための外交保護権の撤廃にあった。カルボ主義は、このように外交保護権そのものの撤廃を狙いとするものであったが、外交保護権の撤廃に代る適当な代案がなく、単なる外交保護権の撤廃は、外国人の取り扱いを居住国の手に全く委ねることになり、今度は逆に居住国側の権利乱用の恐れがあり、その方がより権利乱用の可能性が大きいという欠陥があった。

カルボ主義は、このような欠陥もあり国家間の実行及び国際判例において支持を得るに至らなく、国際法上の原則としては認められなかった。⁽⁷⁾しかし、ラテン・アメリカ諸国は、カルボ主義の原則を条約、憲法、法律、契約条項の中に取り入れることにより、カルボ主義を実現しようとした。⁽⁸⁾⁽⁹⁾これは、いわば、カルボ主義の原則の実定法化の試みであり、カルボ主義の実際の効力を確保しようとするラテン・アメリカ諸国の政策を示していた。

しかし、この政策は、契約条項にカルボ主義の原則を挿入することによってカルボ主義の実現を計ろうとするカルボ条項を除いて、いずれもラテン・アメリカ以外の諸国からの支持を得

るに至らなく、失敗に帰したといえる。

三 カルボ条項の効力を扱った国際判例

視角 カルボ条項に関する国際判例を扱う場合、当該判決がカルボ条項の効力を認めるものであるか否かは、カルボ条項が契約中に存在しなかったら恐らく国際的請求が認められたであろうような事件で、しかもなおカルボ条項が存在したために当該国際請求が却下されたか否か、によって定まる。もし、その事件が一般国際法の原則によって却下されたのであるなら、たとえ契約中にカルボ条項が存在していたとしても、それはカルボ条項の効力が認められたことにはならない。従って、各事件において、カルボ条項が如何なる役割を果たしたか、換言すれば、カルボ条項が存在しなかったら反対の結果になったであろうような事件において、カルボ条項が存在したためにそれが判決の方向を決定づける際にどのような役割を果たしたかをみる必要がある。

(一) 一九二六年以前の国際判例 カルボ条項の効力を扱った判例は、常設国際司法裁判所にも国際司法裁判所にもないが、ラテン・アメリカ関係の仲裁裁判所にはある。ボーチャードによれば、一九二六年以前で一九件カルボ条項に関する判例があったとされる。⁽¹⁰⁾

そのうち、カルボ条項の効力を認めたものとして、アメリカ合衆国・ヴェネズエラ仲裁裁判所のデイ・ギャリスン事件、ウッドルッフ及びフラナガン事件、⁽¹²⁾クンハルト事件、⁽¹³⁾ウッドルッフ

フ事件⁽¹⁴⁾、オリノコ汽船会社事件⁽¹⁵⁾、タインブル事件⁽¹⁶⁾、アメリカ合衆国・メキシコ仲裁裁判所のテュアンテベック事件⁽¹⁷⁾、イギリス・チリー仲裁裁判所のニットレイト事件⁽¹⁸⁾の八つの事件が挙げられているが、このうち、クンハルト事件を除く残り七つの事件では、国内的救済手続が完了していなく、カルボ条項が否定されても国内的救済の原則によって、仲裁裁判所の管轄権が否定されたであろう。また、国内的救済手続が尽されたクンハルト事件においても、訴えが却下されたのは証拠不十分のためであり、カルボ条項の効力を認めたものとされているこれら八つの事件の場合、実際には、国内的救済手続を尽さなかったとか証拠不十分だとか利権契約自体が無効だとかいったふうに、カルボ条項以外の他の理由によって判決が行なわれていた。従って、これらの事件の判決はカルボ条項の効力を認めるものとはいえない。

また、カルボ条項の効力を否認した例として挙げられているアメリカ合衆国・ペルー仲裁裁判所のミリガン事件⁽¹⁹⁾、アメリカ合衆国・チリー仲裁裁判所の南北アメリカ建設会社事件⁽²⁰⁾、イギリス・チリー仲裁裁判所のスターリング事件⁽²¹⁾、アントファガスタ事件⁽²²⁾、アメリカ合衆国・ポルトガル仲裁裁判所のマックムルド事件⁽²³⁾、イタリア・ヴェネズエラ仲裁裁判所のマルティニ事件⁽²⁴⁾、イギリス・ヴェネズエラ仲裁裁判所のセルウィン事件⁽²⁵⁾、アメリカ合衆国・ヴェネズエラ仲裁裁判所のルッドロフ事件⁽²⁶⁾、アメリカ電力会社事件⁽²⁷⁾、コロ及びブラ・ペラ鉄道会社事件⁽²⁸⁾、デル・ゲノベセ事件⁽²⁹⁾の一一の事件の場合でも、実際にカルボ条項

の効力の問題を扱っていない。

このうち、ミリガン事件では、判決が裁判というよりむしろ調停の原則に基づいてなされていて、しかもカルボ条項の効力は、判決の中ではなく一人の仲裁裁判官の附随的意見の中で否認されているにすぎない。また、コロ及びブラ・ペラ鉄道会社、デル・ゲノベセの二つの事件では、カルボ条項は仲裁裁判所の意見の中にさへ言及されていない。残りの南北アメリカ建設会社、スターリング、アントファガスタ、マックムルド、マルティニ、セルウィン、ルッドロフ、アメリカ電力会社の八つの事件では、仲裁裁判所は、直接カルボ条項の効力の問題に触れながら、請求が契約に関する紛争から生じたものではないとか、一方の国民の他方の国家に対する請求を処理する管轄権を賦与した二国間の仲裁裁判所設置条約の方が当事者の結んだカルボ条項よりも優位するとかいって、カルボ条項が当面の事件には適用できないとの態度をとった。

以上、一九二六年以前の国際判例においては、カルボ条項の効力の問題を實質的に扱った判例はないといつてよく、カルボ条項が国際判決において決定的な役割を果たすようになるのは、次に述べる一九二六年の北米浸漬会社事件からである。

(二) 北米浸漬会社事件⁽³⁰⁾ 一九二二年アメリカ合衆国の北米浸漬会社はメキシコ政府とメキシコシティでサリナ・クルス港の浸漬の契約を結んだが、メキシコ政府はウエルタ革命の勃発以後支払いを中止し契約を履行しなかったため、北米浸漬会社が損害を蒙った。そこでアメリカ合衆国政府はメキシコ政

府が約二三万ドルの損害賠償を支払うようアメリカ合衆国・メキシコ仲裁裁判所に提訴した。仲裁裁判所設置条約の第五条は国内的救済未完了の請求でも仲裁裁判所の管轄権を認めており、また、浚渫契約の第一八条はカルボ条項であった。北米浚渫会社はメキシコの国内的救済手続を尽くしておらず、仲裁裁判所の判決ではカルボ条項の効力が中心問題とされた。判決要旨
 仲裁裁判所は「居住国の管轄権と本国の外交保護権の間のバランスを計る義務を有し、議論が極端に傾く限りカルボ条項を有効とする議論にも無効とする議論にも賛成できない。問題は、カルボ項を非難し、かつ、如何なる場合でも、本国政府の外交保護権を個人が放棄する権利を否定する一般に確立された国際法が存在するか否か、ということである。この点について、国家の外交保護権が、或事情の下で何らかの制限に服することを禁止する国際法の規定はなく、また、個人は国際法上法人格を有し、自己と本国とを結びつけている関係を、或程度、契約によって緩めることができる。個人は、国際法上の法益侵害の救済についての本国政府の権利を奪うことはできないが、その他の場合、このような契約を国際法上合法的になすことができる」とし、カルボ条項の合法性を認めた後、当事件の場合「仲裁裁判所設置条約によれば、仲裁裁判所に提起される請求は、一方の国民の他方の国家に対するものでなければならず、本国政府で取り上げられ本国政府によって仲裁裁判所に提起されるばかりでなく、裁判手続法上、本国政府に取り上げられるのに先立ち、私人たる請求者(カルボ条項契約者)によって本国政府

の干渉を求めて本国政府に提示されたものでなければならぬ。そこで、当事件において請求者が干渉を求めて本国政府に請求を提示する権利を有する地位にあったか否かが問題となる。請求者は浚渫契約第一八条で、自己が、契約に関して生ずる事項について、メキシコ当局及びメキシコ国内裁判所によって拘束・支配され、本国政府の援助を求めないことに同意した。そして、この契約は自由意思に基づく合法的なものであり、また当請求は全てこの契約に関するものであるから、従って、請求者は当請求に関して干渉を求め、或いは仲裁裁判所への提起を求めて本国政府に提示することはできないのであるから、メキシコの却下の申し立ては支持される」とした。

この判決によれば「カルボ条項は、契約に関する国際的請求を本国政府に提示することを禁ずる点において契約者を拘束するが、裁判拒否の如き国際不法行為が存在する場合、本国政府が契約国たる不法行為国に対し契約に関する国際的請求を提起するのを防ぎ得ないという意味で、本国政府を拘束するものではなく、カルボ条項は契約者を拘束するが本国を拘束しない」というカルボ条項の限定的な効力が認められるといえよう。

(三) 一九二六年以降の国際判例 北米浚渫会社事件以降にカルボ条項の効力の問題を扱ったイギリス・メキシコ仲裁裁判所のマックネイル事件、⁽³²⁾ エル・オロ鉱山・鉄道会社事件、⁽³³⁾ メキシコ・ユニオン鉄道会社事件、⁽³⁴⁾ メキシコ大洋間鉄道会社事件、⁽³⁵⁾ ベラクルス鉄道会社事件、⁽³⁷⁾ アメリカ合衆国・メキシコ仲裁裁判所の国際漁業会社事件、⁽³⁸⁾ イタリア・メキシコ仲裁裁判所のピトル

事件のうち、マックネイル事件とエル・オロ鉱山・鉄道会社事件を除く残り五つの事件では、いずれもカルボ条項の限定的効力を認め、これを適用している。マックネイル事件では、カルボ条項の規定内容が曖昧であって、当事者の意思が明白でないという理由で、カルボ条項が適用されなかった。また、エル・オロ鉱山・鉄道会社事件では、メキシコ側に明白な裁判拒否があったために、カルボ条項が適用されなかった。

以上のように、北米浚渫会社事件におけるカルボ条項の限定的効力を認める判決は、一九二六年以降の国際判例において確認され適用されており、カルボ条項の限定的効力は、国際判例においてほぼ確立しているとみることができよう。

四 カルボ条項の限定的効力の理論

次にこのカルボ条項の限定的効力の理論構成が問題となる。

(一) 限定的効力と個人の国際法主体性 カルボ条項の限定的効力は、カルボ条項が契約者を拘束するとする。これは契約者の国際法主体性を理論的に認めるものであるか。ここで国際法の主体を「実体的には国際法上の権利・義務の帰属する主体であり、手続的には権利を国際法の手続によって主張し、義務違反の場合国際法の手続によって処罰される主体」と解すれば、この意味でカルボ条項の限定的効力が契約者に国際法主体性を認めるか。

第一に、実体的には、限定的効力は契約者が契約に関する請求について本国政府の外交的保護を受ける権利を放棄する条項

を有効と認める。それは国家間の合意であるコンプロミに当事者が国内的救済手続を完了していない時でも仲裁裁判所の管轄権を認めるという waiver 条項を含む場合においてさえ、なおかつ仲裁裁判所の管轄権を排除する効果を持つ。この意味で、契約者は国際法上直接的に外交的保護を求める権利を放棄する権利を有すると同時に、カルボ条項を遵守する義務を有するといえよう。

第二に、手続的には、右の契約者の国際法上の権利・義務は、当事国間に設置される仲裁裁判所(多くは arbitro でなく期間を定めた半常設的なもの)によって追求される。

このようにみれば、カルボ条項の限定的効力は、理論的に、契約者の国際法主体性を認めるものであるといえようか。

(二) 限定的効力と外交保護権 カルボ条項の限定的効力によれば、外交保護権はその手続過程により二段階に分れる。第一段階は契約者が本国政府に外交保護権の発動を要求する段階であり、第二段階は本国政府がその要請を採用し相手国に対し外交保護権を発動する段階である。限定的効力が、契約者を拘束するとするのは第一段階における法であり、契約者が本国政府に外交保護権の発動を要求できないことを意味し、本国を拘束しないとするのは第二段階における法であり、本国政府が自由に外交保護権を発動し得ることを意味する。契約者がカルボ条項に違反して本国政府の外交的保護を求めた場合、これに基づく本国政府の外交保護権の行使が無効とされることは、外交保護権行使の第一段階における違法行為がそれに基づく第二段階に

おける外交保護権の行使を国際法上無効とならしめる意味である。

では、本国政府が第一段階にかかわらず何らかの方法で契約者が居住国（契約国）政府の行為により被害を受けた事実を探知し、契約者の要請がないにも拘らず相手国に対してこの事実に基づき請求を提起した場合はどうなるか。この場合、カルボ条項は原則として本国政府を拘束しないから、その請求は有効と考えられる。そこで、仲裁裁判所は、提起された請求が契約者のカルボ条項違反の行為により採用された請求なのかそれとも本国政府の自発的行為による請求なのかを判定する極めて困難な問題に逢着することになる。

以上、通常、外交保護権が第二段階だけを問題とするのに対し、カルボ条項は第一段階をも問題とする。その結果、通常、外交保護権が個人の行為によって何ら影響を受けないのに対し、カルボ条項との関連においてそれは右のようなカルボ条項の限定的効力の影響を受ける。この意味において、国家の外交保護権は大きな変容を蒙むことになる。

(三) 限定的効力と国家責任 しかし、以上のようなカルボ条項の限定的効力は、裁判拒否の如き国際不法行為のある場合には適用されない。そこで、ここにいう裁判拒否ないし国際不法行為が具体的に何を意味するかが問題となる。何故なら、それが自由に広く解釈されるならば、本国政府は当面問題となつてゐる契約者の請求を極めて容易に国際的請求の対象となし得るようになり、その結果カルボ条項の持つ意味は薄れてしまう

し、また反対に厳格に狭く解釈されるならば、事実上本国政府の外交保護権は消滅してしまうからである。

国際判例において、裁判拒否はメキシコ大洋間鉄道会社事件及びエル・オロ鉱山・鉄道会社事件で問題とされた。メキシコ大洋間鉄道会社事件では、仲裁裁判所はカルボ条項を考慮に入れ明白にして著しい裁判拒否の証拠を要求した。しかし、ここでいう裁判拒否がどんな内容・範囲を有するかについて決定的な解釈をなすには未だ充分な判例がないのが実情である。

五 むすび

以上に見てきたように、カルボ条項は大多数の国際法学者のいうように国際法上決して無効である訳ではなく、現実には反対に、一九二六年の北米浸透会社事件以来国際判例においてその限定的効力が認められている。また、国家間の実行においても、カルボ条項は今なお生きており、中近東、アジア、アフリカの後進国においてはむしろ最近カルボ条項を新しく採用しようとする動きさえ見られるのは注目し値いする。

カルボ条項の限定的効力は、その内容が固定化した訳ではなく、なお動搖の段階にあり、カルボ条項が単に契約から生ずる紛争のみならず内乱から生ずる紛争にまで適用され、その適用範囲は拡大の傾向にある。⁽⁴²⁾ 現在のところ、それが有するミニマムな意味は、コンプロミーに当事者が国内的救済手続を完了していない事件でも仲裁裁判所の管轄権に入ると規定されている場合においても、カルボ条項がそれを無効とするように作用す

るといふことである。そのマキシムな意味は、カルボ条項が契約に関連する事項のみならず全ての事項に適用され、契約者を厳格に拘束する結果、本国の外交保護権を事実上消滅させることであらう。

しかし、勿論、カルボ条項の限定的効力は、契約国たる居住国側の国際不法行為の場合にも本国政府の外交的保護を認めないとするのではなく、その場合には契約者は正当に本国政府の外交的保護を求め得る。しかし、契約者が契約に違反して本国政府の干渉を求めた場合、契約国は契約を取り消す権利を有するから、事実上契約者は契約が取り消される可能性があるため、事態が重大であるか契約を破棄しても構わない場合のほか、本国政府の外交保護権の発動を求め得ない。かように、カルボ条項の限定的効力は、実質的に契約者が外交的保護を求めたり国際裁判所へ請求を提起するのを制限するように作用する。

- (1) 当社は日本法人である。当社には対サウジアラビアとの石油利権協定にも同趣旨のカルボ条項がある。
- (2) 当社は日本・メキシコ合弁会社であり、メキシコ法人である。事業内容は、「コーヒー」などの輸出業務。第一条については、中川和彦「ラテン・アメリカ株式会社法研究」一橋大学法学博士学位論文、第四巻「一四五六頁参照。
- (3) H. W. Briggs, *The Law of Nations* 1952, pp. 648—649.
- (4) 例えは、J. L. Briery, *The Law of Nations*, 1963,

pp. 288—289. ほか H. Lauterpacht, P. C. Jessup など。
(5) 例えは、外国に於て H. Lauterpacht, *Oppenheim's International Law*, vol. I, 1955, pp. 344—345. ほか P. C. Jessup, H. W. Briggs, A. V. Freeman など。日本に於て田畑茂二郎『国際法』I、昭和三十七年、三〇二頁ほか高野雄一など。

(6) L. M. Summers, *The Calvo Clause, Virginia Law Review*, March, 1933, pp. 460—464. 又、実例として例えは D. R. Shea, *The Calvo Clause*, 1955, pp. 21—32. 参照。

(7) 例えは、L. M. Summers, *ibid.*, p. 464, K. Lipstein, *The Place of the Calvo Clause in International Law, British Yearbook of International Law*, 1945, p. 130.

(8) カルボ条項は、広義では、カルボ主義の原則を条約、憲法、法律、契約に規定したもの全てを含むが、狭義では、契約に挿入されたものを指す。条約、憲法、法律に規定されたものはカルボ主義の立法化といってもよいであらう。山野勝由「ラテン・アメリカにおける外交保護権問題」『外務省調査月報』一九六三年一〇月号、一頁参照。

(9) カルボ条項の種類は契約当事者によって(1)国家と私人(2)地方公共団体と私人(3)私人と私人の三つに分けられる。

(10) E. N. Borchard, *The Diplomatic Protection of Citizens Abroad*, 1915, pp. 800—810.

(11) 事件及び判決に於て D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 133

—136 参照。

- (21) D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 136—140.
- (21) United Nations, *Reports of International Arbitral Awards*, vol. IX, pp. 171—180.
- (41) U. N., *ibid.*, vol. IX, pp. 213—223.
- (21) U. N., *ibid.*, vol. IX, pp. 180—204.
- (21) U. N., *ibid.*, vol. IX, pp. 261—306.
- (17) D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 130—132.
- (18) D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 148—152.
- (21) D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 125—129.
- (22) D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 141—145.
- (12) D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 145—148.
- (22) D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 152—154.
- (22) D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 154—156.
- (24) U. N., *op. cit.*, vol. X, pp. 644—669.
- (25) U. N., *op. cit.*, vol. IX, pp. 380—385.
- (26) U. N., *op. cit.*, vol. IX, pp. 244—261.
- (27) U. N., *op. cit.*, vol. IX, pp. 306—310.
- (28) D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 165—166.
- (29) U. N., *op. cit.*, vol. IX, pp. 236—240.
- (29) H. W. Briggs, *op. cit.*, pp. 640—648.
- (16) D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 198—199.
- (32) U. N., *op. cit.*, vol. V, pp. 135—138.
- (33) U. N., *op. cit.*, vol. V, pp. 191—199.
- (34) U. N., *op. cit.*, vol. V, pp. 115—129.
- (35) U. N., *op. cit.*, vol. V, pp. 178—190.
- (36) U. N., *op. cit.*, vol. V, pp. 221—223.
- (37) U. N., *op. cit.*, vol. IV, pp. 691—746.
- (38) D. R. Shea, *op. cit.*, pp. 254—255.
- (39) この他の問題点として、カルボ条項と国内的救済の原則との差異、カルボ条項は国内法上のものなのか国際法上のものなのか、カルボ条項の締結によって外国人はどのような地位におかれるのかそれと国内標準主義と国際標準主義との関係、外交保護権は果たして国家の権利なのか、などが挙げられる。
- (40) 田畑茂二郎『国際法』昭和三十一年、一一九—一三六頁。
- (41) 例えば、一九二三年九月八日の条約で設置されたアメリカ合衆国・メキシコ仲裁裁判所。
- (42) メキシコ・ユニオン鉄道会社事件では、内乱によって生じた損害に基づく請求をもカルボ条項によって却下された。この事件ではカルボ条項が内乱における居住国(契約国)の国家責任を否定するように作用した。なお、カルボ条項には、契約の解釈及び実施に関する事項から生ずる紛争のみをその適用範囲とするものから、全ての事項から生ずる紛争をその適用範囲とするものまで、いろいろある。

(一橋大学大学院学生)